



市政記者各位

令和7年4月17日
福岡市経済観光文化局
総務課

燃料費等高騰の影響を受けた事業者支援金

燃料費・光熱費（事業用）の一部を支援します！

最短10分で
申請完了！

1 事業概要

令和6年8月から10月及び令和7年1月から3月までの

事業用の燃料費・光熱費について、

価格高騰の影響を受けた市内中小企業者等（個人事業者含む）を対象に、
影響額の2分の1を支援します。（上限60万円）

2 計算方法

支援対象経費ごとに設定した上昇単価に、それぞれの使用量を乗じて価格高騰分を算出し、その合計額を2分の1した額が支援金額となります。

3 申請期間

令和7年4月24日（木）から令和7年6月30日（月）まで

※予算の上限に達し次第、受付を終了します。

4 申請方法

- (1) オンライン：専用ホームページからお申し込みください。
- (2) 郵送：申請書は専用ホームページよりダウンロードし、下記事務局に郵送してください。

5 活用例

事業用に使用した電気、ガス、ガソリンなどが対象となります。※以下のモデルは一例です。

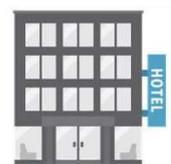


モデルケース1 居酒屋（市内に2店舗）の場合

【令和6年8月～10月及び令和7年1月～3月の6か月分】

- 「電気」使用量は2店舗で月平均5,000kwh程度
- 「LPガス」使用量は2店舗で月平均90㎡程度
- 「ガソリン」を使用した費用は90,000円（15,000円×6か月として計算）

支給金額は「約50,000円」となります



モデルケース2 宿泊業の場合

【令和6年8月～10月及び令和7年1月～3月の6か月分】

- 「電気」使用量は月平均25,000kwh程度
- 「重油」使用量は月平均3,500ℓ程度

支給金額は「約325,000円」となります

6 お問い合わせ先・申請先

福岡市燃料費等高騰支援事務局（専用コールセンター）

住所：〒810-0072 福岡市中央区長浜 1-1-35 新KBCビル4階

TEL：092-731-8091

受付時間：9：00～17：00 月～土曜日（日曜日・祝日は除く）



4月24日9時から
オンライン申請受付開始

【リリースについてのお問い合わせ先】

福岡市経済観光文化局 総務課 担当：徳久 電話：092-711-4322（内線2502）

福岡市燃料費等高騰の影響を受けた事業者支援金

【令和6年8月～10月及び令和7年1月～3月分】

燃料費等高騰の影響を受けた市内中小企業の事業継続と雇用の維持を支援します。

事業用に使用した電気・ガス・ガソリン等が対象です。

個人事業者も申請できます。

概要

令和6年8月から10月及び令和7年1月から3月までに使用した燃料費及び光熱費について、**60万円を上限**に価格高騰の影響額の1/2を支援します。

〈計算方法〉

| 支援対象経費 | A 上昇単価 | B 使用量 | C 価格高騰分 |
|----------------|--------------------|--|---|
| 電気 | 1.4円/kwh | 令和6年8月 から10月及び 令和7年1月 から3月までの 使用量(事業用) | 支援対象経費ごとにAにBを 乗じて算出(A×B) |
| ガソリン、軽油、重油、灯油 | 21円/L | | |
| オートガス (タクシー含む) | 25円/L | | |
| 都市ガス | 29円/m ³ | | |
| LP ガス | 91円/m ³ | | (91円 × 使用量) - 1,500円 |
| 支援金額 | | | Cの合計額(価格高騰の影響額) の 2分の1 、 上限60万円を支援 |

※市が別途実施する物価高騰対策支援の対象事業所は除きます。

申請期間

令和7年4月24日(木)～6月30日(月)

※予算の上限に達し次第、受付を終了します。

申請方法

- ① オンライン申請〈二次元バーコード〉
<https://fukuokacity-nenryoukoutoushien.jp/>
- ② 郵送申請 (6月30日消印有効)



4月24日午前9時から
オンライン申請受付開始

問い合わせ先(申請書の書き方、申請方法等)

福岡市燃料費等高騰支援事務局 電話番号：092-731-8091

受付時間 9：00～17：00 月～土曜日(日曜日・祝日は除く)